

EY Taiwan JBS NEWSLETTER - July 2025 -

貸倒損失／貸倒引当金における 税務上の留意点

■ はじめに

近年の経済環境は不安定さが増しており、企業は取引先からの支払遅延や貸倒といったリスクに直面することがあります。これに伴い、売上債権の回収可能性や回収不能となった実態を反映するため、貸倒引当金の見積計上や貸倒損失の計上が必要となる場合があります。ただし、税務申告の実務においては、これらの費用の計上にあたって一定の要件を満たす必要があり、これに適合しない場合、税務当局から否認され、追徴税額が課せられる可能性があります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、貸倒損失に係る証憑書類の準備、計上年度の注意点、そして貸倒引当金の上限額に関する留意事項についても説明いたします。貸倒に関連する費用の計上にあたって、税務実務上の留意点の理解にお役立てください。

今月のJBS NEWSLETTERは、よく見られる実務上のケースを共有することを目的としております。内容にご不明な点がございましたら、弊所の税務チームまでお気軽にご連絡ください。

■ 今回お伝えしたいポイント

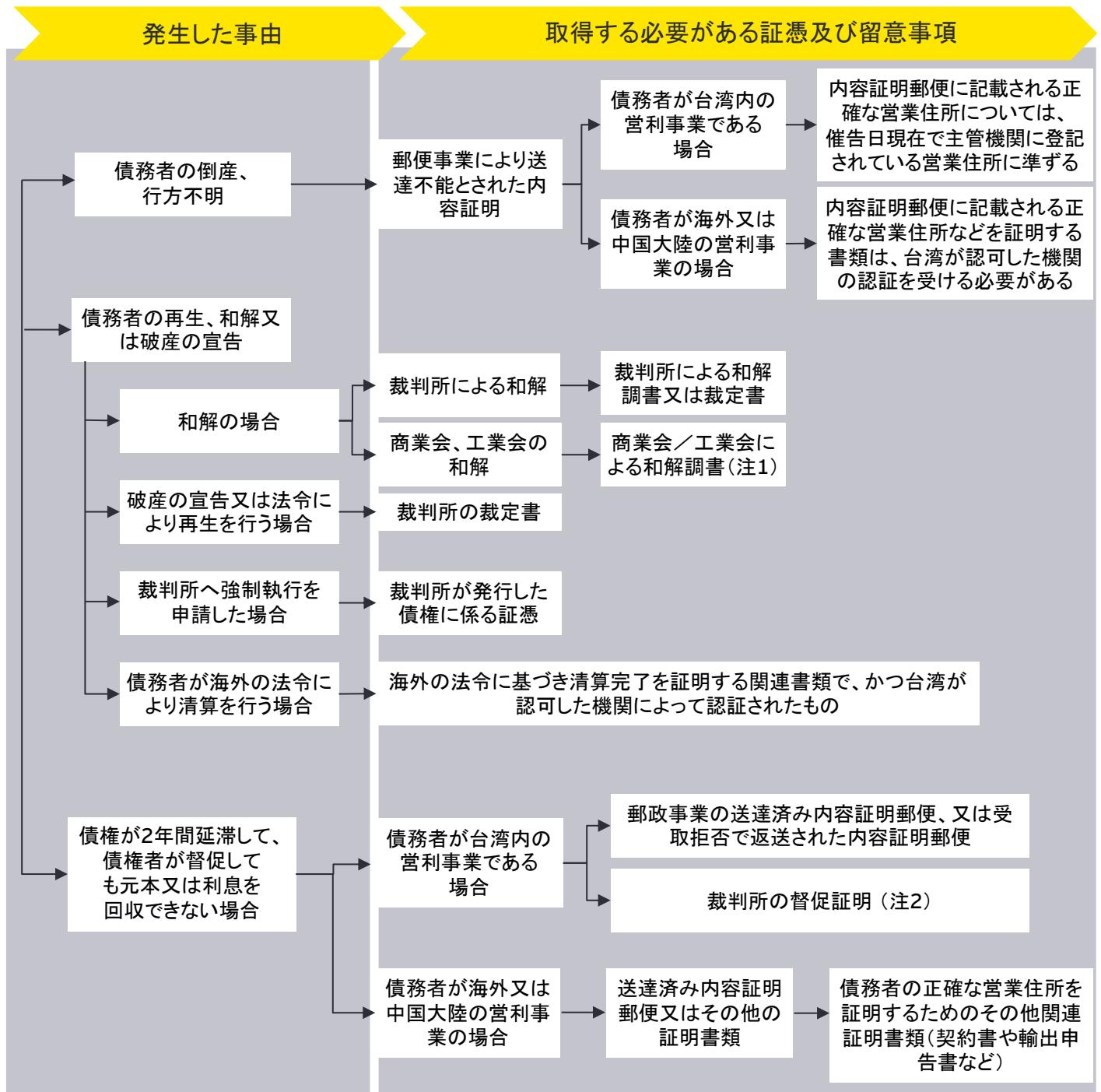
- 貸倒損失の計上が認められるケース
- 貸倒損失を計上する際に準備する根拠証憑
- 貸倒損失を計上すべきタイミング
- 貸倒引当金の計上ルール

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点



売掛金、受取手形及び各種未収債権について、下記のいずれかの事由に該当する場合には、実際に貸倒損失が発生したものとみなされ、発生した事業年度において貸倒引当金を充当し、充当しても不足する金額は、貸倒損失として計上されます。



注1: 商業会と工業会は、「商業団体法」及び「工業団体法」第3条第1項の規定に基づき設立されたものであり、県(市)の商業会・工業会、省(市)の商業会・工業会、ならびに全国の商業総会・工業総会を指します。これは、各地の商業同業組合や工業同業組合とはその構成と性質が異なり、同一の組織ではありません。

注2: 裁判所の督促証明には、法令に基づいて申請した支払命令、強制執行、又は訴訟提起等の手続に関する証明書類が含まれます。

貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点



適切な証憑の正しい備え方に関する事例説明

事例① 商業会、工業会 VS 商業同業組合や工業同業組合



- A社の2008年度営利事業所得税申告において、A社は約1,200万元の貸倒損失を計上し、現地の商業同業組合との和解調書を取得済みであると主張しています。



商業同業組合は、営利事業所得税監査準則において定められている「**商業会**」とは性質が異なるため、同業組合による和解調書に基づいて貸倒損失を計上することはできません。これに基づき、税務当局は、貸倒損失を否認しました。

事例② 送達済みの内容証明郵便 VS 配達不能の内容証明郵便



- A社は2021年度にB社に対して商品を販売しましたが、B社は2023年度に廃業し、代金が未払いのままとなっていました。A社は2024年度に債権回収のため内容証明郵便を送付しましたが、元本及び利息の回収には至らず、2024年度の法人所得税申告において貸倒損失として100万元を計上しました。税務上の証拠書類として、郵便事業者の配達員により「保管期限経過」「転居」とそれぞれ記載された返送済みの内容証明郵便を添付しました。



A社が2024年度に取得したのは、郵便機関により「保管期限経過」「転居」と記載され返送された内容証明郵便のみであり、当年度の貸倒損失を計上する証明資料としては認められません。本来取得すべき「郵便事業者によって送達済みと確認された内容証明郵便」、「受取拒否」又は「受取人死亡」により返送された内容証明郵便を取得していないため、別途、裁判所の督促証明を取得する必要があります。適切な証憑を取得した年度において、貸倒損失として計上することができます。

貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点



適切な証憑の正しい備え方に関する事例説明(続)

事例③ 内容証明郵便の送付先 VS 主管機関に登記されている営業住所



- A社は、2018年度の法人所得税申告において、実際に発生した貸倒損失として100万元を計上しました。ただし、内容証明郵便の送付先が、債務者であるB社が倒産又は所在不明となる前に、主管期間に登記されていた営業住所と一致していませんでした。



営利事業所得税監査準則第94条の規定によれば、内容証明郵便の送付先は、催告日現在における債務者が主管機関に登記されている営業住所と一致していなければなりません。上記の事例においては、送付先が主管機関に登記されている営業住所と一致していないため、当該貸倒損失は認められません。ただし、債務者の実際の営業住所と登記上の住所が異なる場合であっても、債権者が債務者に別の実際の住所が存在することを証明する資料を提出し、それが事実であることが確認された場合には、この限りではありません。

事例④ 海外宛ての内容証明郵便は、台湾が認可した機関による認証を受ける必要がある



- A社は、2022年度の法人所得税申告において貸倒損失として1,600万元を計上しました。A社は、海外のB社に商品を販売したものの、B社が2022年度中に倒産したため、売掛金1,600万元が回収不能となったと主張し、その証拠として、郵便局により配達不能とされた内容証明郵便を提出しました。



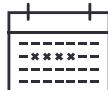
審査の結果、当該内容証明郵便は2023年度に返送されたものであり、また、A社は、B社の倒産前の実際の営業住所について、B社所在地の主管機関が発行した証明書類について台湾の在外公館等の機関による認証を受けていませんでした。このため、A社が2022年度に計上した貸倒損失1,600万元は否認され、追徴税額として320万元が課されました。

貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点



計上年度の注意点

- 《當利事業所得税監査準則》第94条第5号の規定によると、貸倒損失は「実際に発生した」年度に計上しなければなりません。すなわち、当年度内に債権の回収不能が確定し、かつそれを裏付ける証憑が備わっている必要があります。実際に発生する前の年度に貸倒損失を計上した場合や、発生した年度を過ぎてから計上した場合は、いずれも計上年度の誤りとみなされ、税務当局により否認されることになります。



適切な計上年度 VS 誤って計上される可能性の高い年度

貸倒の事実発生	適切な計上年度	誤って計上される可能性の高い年度
債権の延滞期間が2年	内容証明郵便又は督促証明の送達年度	裁判所への提訴による債権回収が行われた年度、又は当該債権の支払期限から2年が経過した年度
再生又は破産の宣告	裁判所が更生又は破産を受理した裁定書の年度	清算が完了した年度
裁判所による強制執行	裁判所が債権証憑を発行した年度	裁判所による強制執行命令の年度



計上される可能性の高い年度の事例説明

事例⑤



- A社はB社に対して商品を販売し、支払期限を請求書発行日から60日後としました。A社は2017年12月1日に請求書を発行しました。

2017年
12月1日

2018年
1月30日

2019年
12月1日

2020年
1月30日

A社はB社に商品を販売

売掛金の支払期日

灰色の期間は、債権がまだ2年を経過していない期間

黒色の期間は、債権が2年以上延滞していることから、送達済みの内容証明郵便又は督促証明を取得すれば、貸倒損失として計上できます。

貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点

計上年度の注意点(続)

事例⑥



2018年6月

A社はB社に商品を販売

- A社は、2018年度中にB社に対して販売した商品の売掛金が未回収のままであったため、2021年12月28日に郵便事業による内容証明郵便でB社に対して債権の催告を行いました。その後、2022年1月14日に、B社が「受取拒否」を理由として返送した内容証明郵便を受領しました。

2021年12月28日

A社はB社に対し、内容証明郵便により催告を行った

2022年1月14日

A社は、B社が「受取拒否」を理由として返送した内容証明郵便を受領



「受取拒否」を理由として返送され、かつ債権の存在を示す証拠書類が提示され、審査の結果、それが事実と認められた場合には、内容証明郵便が返送された年度を貸倒損失の計上年度とします。したがって、当該貸倒損失は、内容証明郵便が返送された2022年度に計上すべきであり、2021年度に計上することはできません。

事例⑦



2017年

A社はB社に商品を販売

- A社は、2022年度の法人所得税申告において、貸倒損失として500万元を計上しました。A社の説明によれば、当該債権は、2017年度にB社へ商品を販売したことにより発生した売掛金であり、B社の破産宣告を受けたことにより回収不能となった損失です。A社は裁判所の裁定書を取得していますが、その内容を確認したところ、B社は2019年度に裁判所より破産宣告を受けていました。

2019年

B社が破産を宣告し、裁判所の裁定書を取得

2022年

A社が貸倒損失を計上



発生年度(裁判所の裁定年度)において貸倒引当金を充当し、その残高については貸倒損失として計上することができます。また、当該貸倒損失を計上するためには、裁判所の裁定書を添付する必要があります。したがって、A社は裁判所の裁定が下された2019年度に貸倒損失を計上する必要があるため、2022年度に計上された貸倒損失は否認されました。

貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点



貸倒引当金の上限額

貸倒引当金の残高は、売掛金及び受取手形の残高の1%を超えてはならないこととなっています。金融業者である場合は、その債権残高に対して、上記の限度に従って見積計上する必要があります。



貸倒引当金の上限額

状況	帳簿額>税法規定による1%	帳簿額<税法規定による1%(注3)
上限額	税法規定による1%	帳簿額
補足説明	—	<p>帳簿額=税法規定による1% 両者の差異については、会計帳簿上で追加計上を行えば、税法上も認められます。</p>

注3:財政部680327台財税第31987号

会計士が代行して申告を行う際に、法令に基づいて帳簿外で調整・追加計上した貸倒関連費用については、計上されるべきものである。会社は年度決算を行う際、関連法令に基づいて貸倒関連費用を計上しておらず、その後、会計士に申告業務を委託した際に、受託会計士が帳簿外で当該損失を調整し、当年度の法人所得税申告書に追加計上した場合、この追加計上された貸倒関連費用に関連する事実及び仕訳については、当年度の帳簿及び決算書に仕訳を追加計上する必要があるほか、法令に従って計上される貸倒関連費用については認められるものとします。



状況①: 帳簿額>税法規定による1%

帳簿項目	帳簿金額(元)
売掛金	5,000,000
受取手形	2,000,000
貸倒引当金	100,000



計算の説明:

売掛金 $5,000,000 +$ 受取手形 $2,000,000 = 7,000,000$

税法規定による1%: $7,000,000 \times 1\% = 70,000$

帳簿上の貸倒引当金: **100,000**

税務上認められる貸倒引当金: **70,000** (**100,000 > 70,000**)

税法上の上限額を超えて計上された貸倒引当金の金額:
 $100,000 - 70,000 = 30,000$



状況②: 帳簿額<税法規定による1%

帳簿項目	帳簿金額(元)
売掛金	5,000,000
受取手形	2,000,000
貸倒引当金	100,000



計算の説明:

売掛金 $5,000,000 +$ 受取手形 $2,000,000 = 7,000,000$

税法規定による1%: $7,000,000 \times 1\% = 70,000$

帳簿上の貸倒引当金: **50,000**

税務上認められる貸倒引当金: **50,000** (**50,000 < 70,000**)

貸倒損失の計上額は税法上の上限額を超えていない

また、会計上においては、(**70,000 - 50,000**)の差額20,000について貸倒引当金として追加計上することが可能です。その場合、税務上認められる貸倒引当金の金額は、上記の税法で定められた1%の上限である**70,000**と一致し、会計上と税務上には差異は生じません。

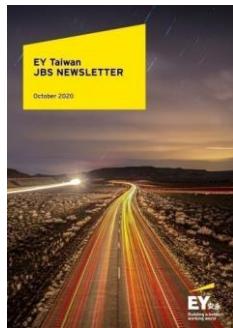
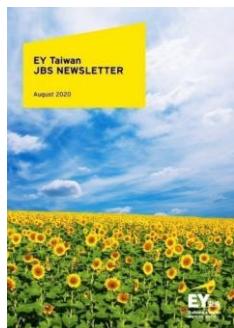
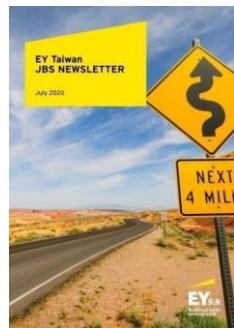
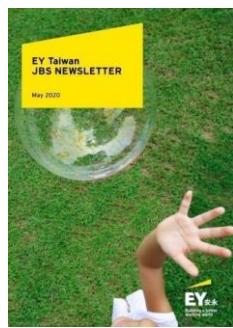


実際に発生した貸倒損失を計上する際に、ケースによって必要となる証憑も異なり、計上年度を誤って申告してしまう事例も見受けられます。そのため、貸倒損失の計上を行う前に、事前に専門家へ相談し、最も有利となる対応や管理を行うことをお勧めいたします。ご不明な点やご相談等がございましたら、お気軽にご連絡ください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新生条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理

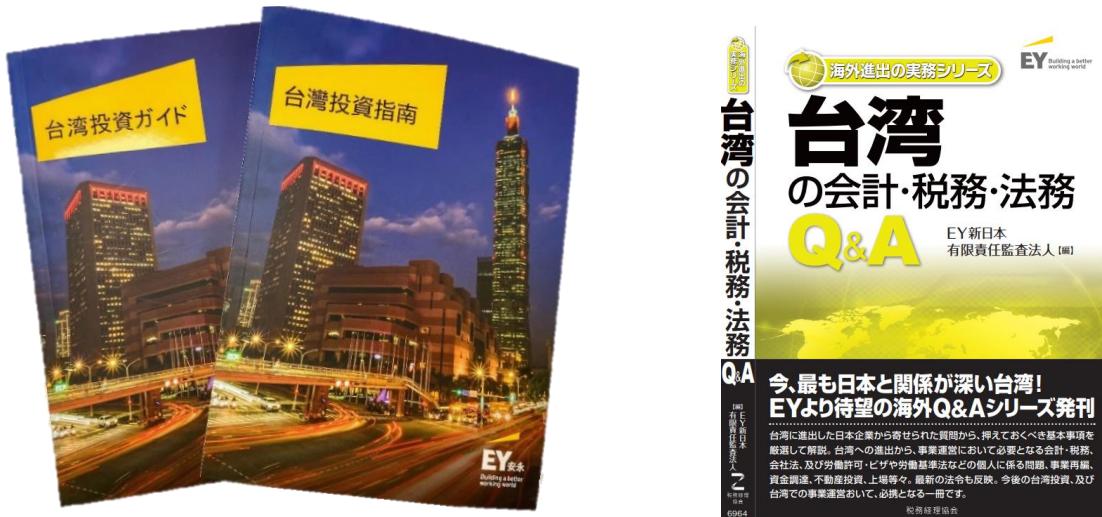
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年7月24日	台北(WEB同時配信)	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月22日	高雄	
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日	台北(WEB同時配信)	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年12月10日	高雄	
2024年8月22日	台北(WEB同時配信)	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月20日	高雄	

弊所連絡先

関連する情報を希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2728 8872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2728 8875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
tomohide.mizuno1@tw.ey.com

竹之内 真美 經理
02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

05095-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

